

「改正点」

○支給対象者について

離職又は廃業から2年以内であることが要件となっていました。この期間に病気や怪我、育児等、その他市が認める事情により連続して30日以上求職活動が出来なかった方については、事情を考慮できるようになりました。

○求職活動要件について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目的に緩和されていた支給期間中の求職活動について、緩和がなくなり、従前のおりとなりました。(詳しくは「支給を受けるに当たっての要件」をご確認ください。)

○再支給について

住居確保給付金の受給終了後の再支給は、会社都合の解雇のみが対象でしたが、廃業又はやむを得ない理由により休業等の状態になった方についても、受給終了の翌月から起算して1年以上経過している場合は再支給の申請が出来ることとなりました。

○職業訓練受講給付金との併給について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で特例措置として認められていたものが恒久化されました。

○その他

児童扶養手当・児童手当等、特定の目的のための手当等は収入要件から除外されることとなりました。(詳しくは「収入・資産要件」をご確認ください。)